公告

農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 41 条第１項の規定に基づき、農地中間管理機構から所有者等を確知できない農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関する裁定の申請があったので、同条第２項において読み替えて準用する同法第 38 条第１項の規定により公告する。

令和８年 11 月 19 日

鹿児島県知事　　塩田　康一

１　申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
南大隅町根占横別府小塚 192 番１	畑	5,564

２　申請に係る農地の利用の現況

遊休農地

（耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められるものとして農林水産省令で定める農地：農地法第 33 条第１項）

３　申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続き後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

４　申請に係る農地が農地中間管理事業の推進に関する法律第８条第２項第１号に規定する基準に適合すると認められる旨及びその理由

当該農地は、地域計画の区域内に存在し、借受希望者により利用されることが見込まれるため、基準に適合する。

５　希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額及びその支払の方法

所在及び地番	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額及びその支払の方法
南大隅町根占横別府小塚 192 番１	令和９年３月 31 日（予定）	３年	92,742 円（供託による）

６　その他参考となるべき事項

借賃に相当する補償金の額については、地域の平均賃料で存続期間借り受けた場合の借賃の合計 92,742 円と設定している。

南大隅町根占横別府の畑 10a(1,000 ㎡)あたりの平均賃料は、5,556 円

5,556(円/10a/年)×5,564（㎡）＝30,914（円/年）

30,914（円/年）×３（年）＝92,742 円

７　意見書の提出

申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出することができる。

（１）　提出期限

令和８年 12 月７日

（２） 提出先

鹿児島県農政部農村振興課

（３） 記載事項

ア　意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ　意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容

ウ　意見書を提出する者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画

エ　意見書を提出する者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ　意見書を提出する者が当該農地について農地中間管理機構との協議が調わず、又は協議を行うことができない理由

カ　意見の趣旨及びその理由

キ　その他参考となるべき事項